



長野県報

3月29日(月)
平成22年
(2010年)
第2152号

目 次

規 則

長野県看護専門学校管理規則の一部を改正する規則（医療政策課）	2
長野県公衆衛生専門学校管理規則の一部を改正する規則（医療政策課）	2
建築基準法施行細則の一部を改正する規則（建築指導課）	4
長野県短期大学学則の一部を改正する規則（教育総務課）	4

告 示

平成22年3月31日市町村合併に伴う人口（情報統計課）	5
全国自治宝くじ事務協議会規約の一部改正（財政課）	5
関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会規約の一部改正（財政課）	5
平成13年長野県告示第287号（長野県情報公開条例に基づき知事が定める法人）の一部改正（情報公開・私学課）	5
救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定（医療政策課）	6
ウイルス肝炎医療費給付実施要綱の一部改正（健康づくり支援課）	6
昭和39年長野県告示第259号（出納取扱金融機関等の指定について）の廃止（病院事業局）	6
合併処理浄化槽整備事業補助金交付要綱の一部改正（生活排水課）	6
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域の指定（8件）（砂防課）	6
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定（7件）（砂防課）	8
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定（7件）（砂防課）	9
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定（7件）（砂防課）	12
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定の解除（2件）（砂防課）	14
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（6件）（道路管理課）	15
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（3件）（道路管理課）	17
政治資金規正法に基づく政治団体の届出（選挙管理委員会）	18
政治資金規正法に基づく政治団体の届出事項の異動の届出（選挙管理委員会）	19
政治資金規正法に基づく政治団体の解散の届出（選挙管理委員会）	34
政治資金規正法に基づく資金管理団体の届出（選挙管理委員会）	34
政治資金規正法に基づく資金管理団体の届出事項の異動の届出（選挙管理委員会）	35
政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定取消しの届出（選挙管理委員会）	35

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧（43件）（産業政策課）	36
大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出（産業政策課）	61
県営土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分の実施（農地整備課）	61
一般競争入札（信州の木振興課）	61
都市計画の図書の縦覧（2件）（都市計画課）	62
都市計画事業の事業計画の変更認可（3件）（都市計画課）	62
土地区画整理組合の解散の認可（都市計画課）	63
開発行為に関する工事の完了（2件）（建築指導課）	63
昭和51年10月28日付け公告（三才山トンネル有料道路の料金の額等について）等中1の備考の2の(2)の表の改正（道路建設課）	63

訓 令

長野県病院事業財務公印規程の廃止（病院事業局）	64
平成22年3月31日付け別に人事通知書を交付されない者について（義務教育課）	64
長野県立高等学校における兼務に関する規程の一部改正（高校教育課）	64
兼務に関する規程の一部改正（教育総務課）	64
正誤（森林づくり推進課野生鳥獣対策室）（2件）	64

長野県看護専門学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成22年3月29日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第13号

長野県看護専門学校管理規則の一部を改正する規則

長野県看護専門学校管理規則（昭和39年長野県規則第39号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第4号中「50日」を「60日」に、「60日」を「70日」に改める。

第5条第3項第1号中「、30時間又は45時間」を「又は30時間」に改め、同条第4項第3号中「時間数（）の次に「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第42号）による改正前の」を、「基礎分野」の次に「又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）別表第4若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成20年文部科学省令・厚生労働省令第2号）別表第4の人間と社会の領域」を加える。

別表第1を次のように改める。

（別表第1）（第5条関係）

科 目		単位数（時間数）
基	哲学	1 (15)
	論理学	1 (30)
基	社会学	1 (15)
础	情報統計学	1 (30)
	看護物理学	1 (15)
分	心理学	2 (45)
	人間関係論	1 (30)
野	英語	1 (30)
	体育	1 (30)
專	形態機能学 I	1 (15)
	形態機能学 II	1 (30)
門	生化学	1 (15)
	病理学	1 (15)
基	疾病と治療論 I	1 (30)
础	疾病と治療論 II	1 (30)
	疾病と治療論 III	1 (30)
	疾病と治療論 IV	1 (30)
分	疾病と治療論 V	1 (30)
	治療論	1 (30)
野	看護栄養学	1 (30)
	保健医療論 I	1 (15)
	保健医療論 II	1 (15)
	社会福祉論	1 (30)
	関係法規	1 (15)
專	看護学概論	1 (30)
門	基礎看護技術 I	1 (30)
分	基礎看護技術 II	1 (30)
野	生活の援助技術 I	1 (30)
	生活の援助技術 II	1 (30)
I	臨床看護総論 I	1 (30)
	臨床看護総論 II	1 (30)
	看護過程	1 (30)
	看護研究の基礎	1 (15)
	基礎看護学実習	2 (90)

専門分野	成人看護学概論 成人援助論 I 成人援助論 II 成人援助論 III 老年看護学概論 老年援助論 I 老年援助論 II 小児看護学概論 小児援助論 I 小児援助論 II 母性看護学概論 母性援助論 I 母性援助論 II 精神看護学概論 精神援助論 I 精神援助論 II 成人看護学実習 老年看護学実習 小児看護学実習 母性看護学実習 精神看護学実習	1 (30) 1 (30) 2 (90) 2 (90) 2 (90) 2 (90) 2 (90)
統合分野	在宅看護概論 在宅援助論 I 在宅援助論 II 総合看護 I 総合看護 II 総合看護 III 総合看護 IV 在宅看護実習 統合実習	1 (30) 1 (30) 1 (30) 1 (15) 1 (15) 1 (15) 1 (15) 2 (90) 2 (90)
合計		73 (2,205)

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に長野県須坂看護専門学校（修業年限が2年のものに限る。）及び長野県木曽看護専門学校の第2学年に在学する者の履修すべき科目並びに各科目別の単位数及び時間数については、この規則による改正後の長野県看護専門学校管理規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

医療政策課

長野県公衆衛生専門学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成22年3月29日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第14号

長野県公衆衛生専門学校管理規則の一部を改正する規則

長野県公衆衛生専門学校管理規則（昭和39年長野県規則第38号）の一部を次のように改正する。

目次中「学年」を「学年、学期」に、「時間数」を「単位数」に改める。

第2条に見出しとして「(定員)」を付し、同条中「40人」を「60人」に改める。

第2条の2中「4年」を「6年」に改める。

第2条の4第2項中「校長」を「学校の長（以下「校長」という。）」

に改める。

第2章の章名を次のように改める。

第2章 学年、学科及び休業日

第3条の見出しを「(学年及び学期)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 学年を分けて、次の2学期とする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

第4条第1項第4号中「学校の長(以下「」及び「」という。)」を削る。

第3章の章名を次のように改める。

第3章 科目、単位数及び修得の認定

第5条(見出しを含む。)中「時間数」を「単位数」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の単位数の算定は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 講義又は演習によるものについては、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業の課程をもつて1単位とする。

(2) 実習又は実技によるものについては、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業の課程をもつて1単位とする。

第5条の2本文中「科目」の次に「及び単位数」を加え、同条ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる科目及び単位数については、この限りでない。

(1) 他の歯科衛生士養成所等(歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)第12条第1号に規定する歯科衛生士学校又は同条第2号に規定する歯科衛生士養成所をいう。第8条の2において同じ。)において修得を認定された科目及び単位数又は時間数に相当するものとして校長が特に認めた科目及び単位数

(2) 歯科衛生士学校養成所指定規則(昭和25年文部省令・厚生省令第1号)別表の備考の2に規定する大学等において修得を認定された科目及び単位数に相当するものとして別表に規定する単位数の合計の2分の1を超えない範囲において校長が特に認めた科目及び単位数

第5条の3第1項中「科目を」「科目及び単位数を」に、「時間数」を「単位数」に改め、同条第2項中「前条ただし書に規定する場合における当該別表に規定する」を「前条各号に掲げる」に、「時間数」を「単位数」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 各科目ごとに授業時間の3分の1を超えて欠席した者は、当該科目について成績審査を受けることができない。

第6条第2号を次のように改める。

(2) 最終学校の調査書

第8条第2項中「様式第3号」を「様式第2号」に改める。

第10条第3項中「2年」を「3年」に改める。

別表を次のように改める。

(別表)(第5条関係)

科 目		単位数
基 础	化学	講義 1
	生物学	講義 1
	心理学	講義 1
分 野	倫理学	講義 1
	社会学	講義 1
	日本語表現法	講義 1
	英語 I	講義 1
	英語 II	講義 1
	音楽	講義 1
	健康とスポーツ	講義 1

専 門 基 础 分 野	解剖学	講義	1
	組織発生学	講義	1
	生理学	講義	1
	生化学	講義	1
	口腔解剖学	講義	1
	歯牙解剖学	実技・実習	1
	口腔生理学	講義	1
	口腔生化学	講義	1
	口腔微生物学	講義	1
	病理学	講義	1
	口腔病理学	講義	1
	微生物学	講義	1
	薬理学	講義	2
	栄養学	講義	1
	口腔衛生学 I	講義	1
	口腔衛生学 II	講義	1
	統計学	講義	1
	衛生学・公衆衛生学	講義	1
	衛生行政	講義	1
	社会福祉	講義	1
	基礎医学	講義	1
専 門 基 础 分 野	歯科衛生士概論	講義	1
	歯科臨床概論	講義	1
	歯・菌齦疾患学	講義	1
	歯周治療学	講義	1
	口腔外科学・麻酔学	講義	1
	歯科補綴学	講義	1
	歯科矯正学	講義	1
	小児歯科学	講義	1
	障害者歯科学・高齢者歯科学	講義	1
	歯科放射線学	講義	1
	齲歯予防処置	講義・演習	1
	歯周予防処置 I	講義・演習	2
	歯周予防処置 II	実習	1
	歯周予防処置 III	実習	2
	口腔保健管理法	実習	2
専 門 基 础 分 野	歯科保健指導基礎	講義・演習	1
	歯科保健指導 I	講義・演習	2
	歯科保健指導 II	実習	1
	歯科保健指導 III	実習	1
	歯科保健指導 IV	実習	1
	栄養指導法	講義・演習	1
	歯科診療補助 I	講義・演習	2
	歯科診療補助 II	実習	2
	歯科診療補助 III	実習	1
	歯科材料学	講義	1
	臨床検査	講義	1
	看護学	講義・演習	2
	摂食嚥下リハビリ法	講義・演習	1
	臨床実習 I	実習	1
	臨床実習 II	実習	5
選 択 必 修 分 野	臨床実習 III	実習	7
	臨床実習 IV	実習	3
	臨地実習 I	実習	2
	臨地実習 II	実習	1
	臨地実習 III	実習	1
	コミュニケーション論	講義・演習	1
	カウンセリング	講義・演習	1
選 択 必 修 分 野	高齢者学	講義	1
	情報科学 I	講義・演習	1
	情報科学 II	講義・演習	1
	経営マネージメント	講義	1
	研究	講義・演習	1
	合	計	94

様式第2号を削り、様式第3号を様式第2号とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成22年3月31日現在在学する者の在学年限、履修すべき科目及び各科目別の時間数、履修方法、修得の認定並びに休学期間について、この規則による改正後の長野県公衆衛生専門学校管理規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

医療政策課

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成22年3月29日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第15号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和35年長野県規則第63号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「につき」を「ごとに1平方メートルにつき」に改める。

第37条第1項及び第2項中「(42)から(49)」を「(44)から(51)」に改める。

第38条第1項中「及び全体計画概要書」を「、全体計画概要書、指定道路図及び指定道路調書」に改める。

別表第1中 「

波田町	0.7	0
本城村	0.7	0

」 を

「

本城村	0.7	0
-----	-----	---

」に、

「

信州新町	1.0	0
信濃町	0.8	0.005

」を

「

信濃町	0.8	0.005
-----	-----	-------

」に、

「

中条村	0.2	0
豊田村	1.0	0

」を

「

豊田村	1.0	0
-----	-----	---

」に改める。

「長野県知事 殿」を申請者 住 所

「長野県知事 殿」

長野県収入証紙欄
(消印しないこと。)

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規

定(「

波田町	0.7	0
本城村	0.7	0

」を

「

本城村	0.7	0
-----	-----	---

」に改める部分に限る。)は平成22年3月31日から、第38条第1項の改正規定は同年4月1日から施行する。

建築指導課

長野県短期大学学則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成22年3月29日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第16号

長野県短期大学学則の一部を改正する規則

長野県短期大学学則（昭和36年長野県規則第40号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「及び専攻科」を削り、同条第3項を削る。

第3条第1項中「学科の」を「大学の」に、「2年」を「、2年」に改め、「とし、専攻科の修業年限は1年」を削り、同条第2項中「学科の」を削り、「4年」を「、4年」に改め、「幼児教育学科」の次に「の学生」を加え、「とし、専攻科の学生の在学年限は2年」を削る。

第4条第2項を削る。

第8条第1項中「学科の」を削り、同条第3項を削る。

第9条第1項中「学科の」を削り、「別表第4」を「別表第3」に改め、同条第2項を削る。

第10条第4項中「学校図書館司書教諭免許状」を「学校図書館司書教諭の資格」に改める。

第11条の2第1項中「学科の」及び「学科において」を削り、同条第2項、第3項、第5項及び第6項中「学科の」を削る。

第11条の3を削る。

第11条の4中「前3条」を「前2条」に改め、「学科又は専攻科の」を削り、同条を第11条の3とする。

第12条の見出し中「及び修了」を削り、同条第1項中「第9条第1項」を「第9条」に改め、「学科の」を削り、同条第2項を削る。

第12条の2第1項中「学科において」を削り、「前条第1項」を「前条」に改め、同項の表中「|学校図書館司書教諭免許状|」を、「|学校図書館司書教諭|」に改め、同条第2項を削る。

第13条第1項中「学科」を「大学」に改め、同条第2項を削る。

第14条第1項中「学科」を「大学」に改める。

第16条第1項中「学科」を「大学」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第27条第2項中「学科にあつては2年」を「2年」に改め、「幼児教育学科」の次に「の科目等履修生」を加え、「、専攻科にあつては1年」を削る。

別表第1の1の総合教育科目の項中「女性学概論2」を「文化人類学概論2」に、「総合演習2」を

「

共通教養演習1

」に改め、同1の専門開放科目の項中「生涯学習概論2」を「ジェンダー論2」に、「日本政治史2」を「日

本政治史2「地方行政論2」に、「日本現代史2」を「日本現代史2 現代社会と法2 現代の人権2」に改め、同1の備考の2を削り、同備考の3中「及び総合教育科目的演習の「総合演習」」を削り、同3を同備考の2とし、同備考の4を同備考の3とし、同表の2中「英語B1」を「英語B1 情報リテラシー1 アジア研究2 アメリカ研究2 ヨーロッパ研究2 國際関係論2 情報ネットワーク2 日本経済論2 人間関係論2 日本現代史2 地域社会学2 地方自治論2」に、「時事英語1 アジア研究2 アメリカ研究2 ヨーロッパ研究2 國際関係論2 情報ネットワーク2 日本経済論2 人間関係論2 日本現代史2 地域社会学2 地域福祉論2 地域経済論2」を「時事英語1」に、「英会話II B1 情報リテラシー1」を「英会話II B1」に、「国際関係研究I 2 国際関係研究II 2」を「国際関係研究2」に、「日米関係史2 現代の金融2」を「日米関係史2」に、「社会調査法2」を「社会調査法2 地域福祉論2 地域経済論2 現代社会と法2 現代の人権2 市民と政治参加2」に、「民俗学の世界2 日本文学概論2 中国文学の世界2 日本語の歴史2 日本語コミュニケーション2 日本現代史2」を「民俗学の世界2 民俗学基礎演習1 日本文学概論2 古典文学基礎演習1 近代文学基礎演習1 中国文学の世界2 中国文学基礎演習1 日本語の歴史2 日本語コミュニケーション2 日本語基礎演習1 日本現代史2 歴史学基礎演習1」に、「民俗学基礎演習2 古典文学基礎演習2 近代文学基礎演習2 中国文学基礎演習2 日本語基礎演習2 歴史学基礎演習2 日本古典文学史2」を「日本古典文学史2」に、「書道2」を「実践書道論2 書道1」に、「生涯学習概論2」を「ジェンダー論2」に改める。

別表第2の教職に関する科目の項中「教育実習4 教育実習の指導1」を「教育実習4 教育実習の指導1 教職実践演習2」に、「教育課程と指導法2 生徒指導と教育相談2 総合演習2」を「教育方法論1 教育課程と指導法1 生徒指導と教育相談2」に、「栄養教育実習1」を「栄養教育実習1 教職実践演習2」に改め、同表の司書に関する科目の項中「図書館概論2」を「生涯学習概論2 図書館概論2」に改める。

別表第3を削る。

別表第4の多文化コミュニケーション学科の項中

「8単位」	を「29単位」	に、「30単位」を「14単位」に、
26単位	12単位以上	10単位以上
26単位	20単位以上	」を
「22単位	14単位以上	12単位以上
26単位	20単位以上	」に改め、同表を別表第

3とする。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成22年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 平成22年3月31日現在在学する者の履修すべき学科、単位数及び履修方法については、この規則による改正後の長野県短期大学学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

教育総務課



長野県告示第150号

平成22年3月31日から東筑摩郡波田町を廃し、その区域を松本市に編入することに伴い、次のとおり松本市及び東筑摩郡の人口を告示します。

平成22年3月29日

長野県知事 村井 仁

松本市	242,541人
東筑摩郡	24,136人

情報統計課

長野県告示第151号

全国自治宝くじ事務協議会規約（昭和30年2月長野県議会定例会議決第43号）の一部を次のように改正します。

平成22年3月29日

長野県知事 村井 仁

第3条第2号中「岡山市」の次に「、相模原市」を加える。

附 則

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

財政課

長野県告示第152号

関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会規約（昭和30年2月長野県議会定例会議決第44号）の一部を次のように改正します。

平成22年3月29日

長野県知事 村井 仁

第3条第2号中「横浜市」の次に「、相模原市」を加える。

附 則

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

財政課

長野県告示第153号

平成13年長野県告示第287号（長野県情報公開条例（平成12年長野県条例第37号）に基づき知事が定める法人）の一部を次のように改正します。

平成22年3月29日

長野県知事 村井 仁

「財団法人長野県国際交流推進協会
本則中 財団法人長野県国民年金福祉協会」
を「財団法人長野県国際交流推進協会」に改める。

情報公開・私学課